

# 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 27 年 10 月 1 日制定

令和 4 年 9 月 1 日改正

香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）の趣旨を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

## 1. 責任体系の明確化

本学は、公的研究費を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、それぞれの責任と権限を明確にする。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う。
統括管理責任者	事務局長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者	図書館長	公的研究費の運営・管理について、実務上の責任と権限を持つ。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学は、公的研究費の不正使用防止に努め、規程の整備、相談・通報窓口の設置、本学教職員の意識向上を図ること等により、不正を起こさせない環境・体制を整備する。

## 3. 不正防止計画の策定・実施

本学は、不正防止計画を策定・実施することにより、公的研究費の不正使用を防止する。

## 4. 研究費の適正な運営・管理活動

本学は、適正な予算執行を行い、不適切な取引をチェックする体制を構築し、運用する。

## 5. 情報発信・共有化の推進

本学は、公的研究費の不正防止に向けた取り組みを全ての教職員に周知するとともに、本学内外からの公的研究費の不正使用に関する情報が的確に本学に伝達される体制を整備する。

## 6. モニタリングの在り方

本学は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制を整備する。

令和 4 年 9 月 香蘭女子短期大学長